

国民年金の財政について

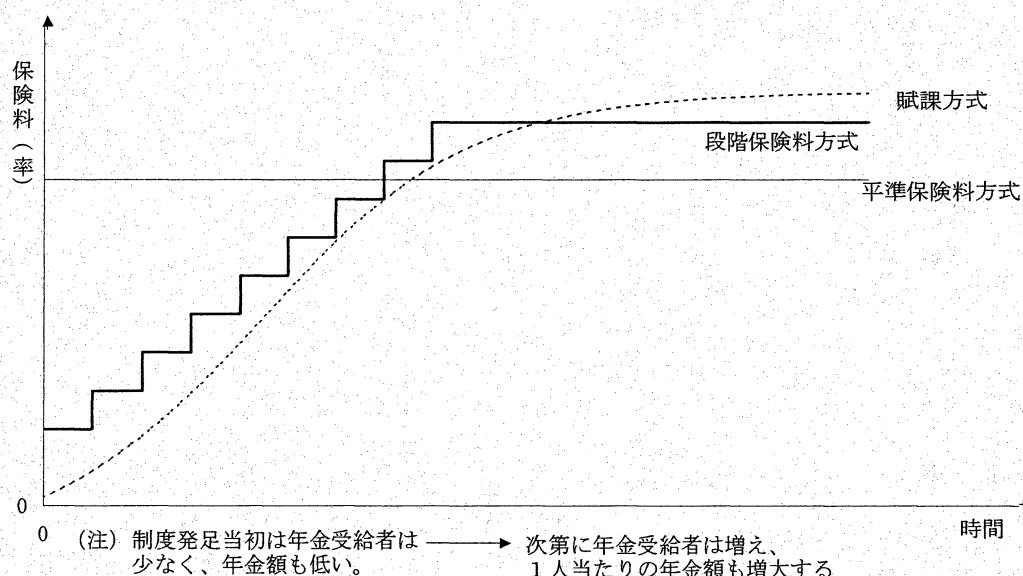
I. 国民年金の財政方式

国民年金においては、保険料率を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。国民年金より歴史の古い厚生年金の場合、昭和17（1942）年の制度発足当初（当時は労働者年金保険）には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料率とは、将来にわたって一定率で収支均衡が図られるような保険料率のことである。しかし、戦後の昭和23（1948）年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和29（1954）年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく保険料率の将来見通しを作成しすることとなった。

昭和48（1973）年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、スライドを考慮した将来見通しが作成され、この将来見通しに基づいて保険料率が設定されることとなった。

国民年金の場合も、制度発足当初の昭和36（1961）年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが、厚生年金、国民年金（ここでは、自営業者等の第1号被保険者に係る国民年金勘定をいう。）等の各制度は、将来の支出に備え、賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。

年金の財政方式



平成16（2004）年の改正では、保険料水準を段階的に引き上げて、平成29（2017）年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料水準固定方式がとられたが、この財政方

式についても、保険料水準の引き上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料が引き上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

国民年金は、現在の積立金水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成16(2004)年の改正では、100年後の積立金を支出の1年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

II. 国民年金の財政見通し（平成 16(2004)年財政再計算）

（１）前提条件

平成 16（2004）年の法改正後の制度を前提とし、以下のような前提に基づいている。

① 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

- ・ 「日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）」の中位推計を使用。

< 中位推計の前提 >

合計特殊出生率		平均寿命	
平成 12(2000)年 (実績)	平成 62(2050)年	平成 12(2000)年 (実績)	平成 62(2050)年
1.36	→ 1.39	男：77.64 年 → 80.95 年 女：84.62 年 → 89.22 年	

② 労働力率の前提

- ・ 「労働力率の見通し」（平成 14 年 7 月職業安定局推計）を使用。推計期間は 2025 年までであるため、以降は 2025 年の数値で一定としている。

	平成 13(2001)年 (実績)	平成 62(2050)年
男性 60～64 歳	72.0% →	85.0%
女性 30～34 歳	58.8% →	65.0%

③ 経済前提

(a) 物価上昇率

- ・ 平成 20(2008)年までは「改革と展望－2003 年度改定」に準拠。
- ・ 平成 21(2009)年度以降は、消費者物価上昇率の過去 20 年（昭和 58～平成 14（1983～2002）年）平均が 1.0%であること及び「改革と展望－2003 年度改定」において平成 16～20（2004～2008）年度平均の消費者物価上昇率が 1.0%であることから、1.0%と設定。

(b) 賃金上昇率、運用利回り

- ・ 平成 16（2004）～20（2008）年度は「改革と展望－2003 年度改定」に準拠。

- ・ 平成 21 (2009) 年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。
(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み (年次経済財政報告 (内閣府)) に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質 (対賃 金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

(注) 運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成 19 年度までの運用利回りは、これに財
投預託分の運用利回り (平成 14 年度末の預託実績より算出) を勘案した数値となる。

④その他の前提

- ・ 財政再計算においては、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データを基礎として、
将来の状態を年次別に推計し、財政見通しを作成している。
- ・ その推計にあたっては、上記①～③の諸前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提 (障
害年金の発生率等) を用いている。

(2) 財政見通し

平成 16 年財政再計算における国民年金の財政見通しは、次表のとおりである。

国民年金の財政見通し(平成 16 年財政再計算)

年度	保険料月 額 (16年度 価格)	収入合計			支出 合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
			保険 料 収入	運用 収入					
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2

年度	保険料月額 (16年度 価格)	収入合計			支出 合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
		保険 料 収入	運 用 収入						
42(2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52(2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62(2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72(2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	-0.1	41.9	13.9	2.8
82(2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	-0.3	39.7	10.7	2.4
92(2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	-0.5	35.2	7.7	2.0
102(2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	-0.7	29.0	5.2	1.5
112(2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	-0.8	21.6	3.1	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

Ⅲ. 財政見通し上の積立金と実際の積立金の差異について

財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については次表のとおりである。

①平成15年度

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末 積立金
	保険料	運 用 収 入	その他	計	給付費	基礎年金 拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	2.0	0.2 [0.4]	1.5	3.6 [3.9]	0.1	3.5	0.1	3.7	▲0.0 [0.2]	11.9 [11.7]
収支見通し(B)	1.9	0.2	1.6	3.6	0.1	3.6	0.1	3.8	▲0.2	11.3
差額(A-B)	0.1	0.0 [0.2]	▲0.1	0.0 [0.3]	0.0	▲0.1	0.0	▲0.1	0.2 [0.4]	0.6 [0.4]
要因		※1				※2				

注1：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金(2.2兆円)を収支両面(支出においては給付費)から控除し、積立金に国庫負担の繰延(2.0兆円(平準化の利子含む))を加えた。

注2：[]内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)に係る損益を含めている。

要因

※1 見通し上の積立金には国庫負担の繰延分を含んでいるものの、運用利回りが見込みより上回ったこと(見込み1.90%、実績2.34%[4.78%])

※2 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.6兆円である(実績(決算)値は当年度概算分と前々年度精算分からなる)。

②平成16年度

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末 積立金
	保険料	運 用 収 入	その他	計	給付費	基礎年金 拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	1.9	0.1 [0.3]	1.5	3.5 [3.7]	0.1	3.5	0.1	3.7	▲0.2 [▲0.0]	11.7 [11.7]
収支見通し(B)	2.0	0.2	1.6	3.8	0.1	3.9	0.1	4.0	▲0.3	11.0
差額(A-B)	▲0.1	▲0.1 [0.1]	▲0.1	▲0.3 [▲0.1]	0.0	▲0.4	0.0	▲0.3	0.1 [0.3]	0.7 [0.7]
要因	※1	※2				※3				

注1：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金（2.0兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除し、積立金に国庫負担の繰延（2.0兆円（平準化の利子含む））を加えた。

注2：[]内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産（承継資産）に係る損益を含めている。

要因

- ※1 保険料納付率の実績が見込みを下回ったこと（見込み67.1%、実績63.6%）
- ※2 運用利回りの見込みと実績の相違（見込み0.96%、実績2.02%[2.77%]）
実績における簿価ベースの運用収入は、財政融資資金預託分（年度末残高4.6兆円）に係るもの
- ※3 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.7兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。

②平成17年度

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末 積立金
	保険料	運 用 収 入	その他	計	給付費	基礎年金 拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	1.9	0.1 [0.6]	1.7	3.8 [4.3]	0.1	3.9	0.4	4.3	▲0.6 [▲0.1]	11.2 [11.7]
収支見通し(B)	2.1	0.2	1.7	4.0	0.1	4.0	0.1	4.2	▲0.2	10.8
差額(A-B)	▲0.2	▲0.1 [0.4]	0.0	▲0.2 [0.3]	0.0	▲0.1	0.3	0.1	▲0.4 [0.1]	0.4 [0.9]
要因	※1	※2				※3	※4			※4

注1：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金（1.9兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除し、その他収入から積立金からの受入（0.5兆円）及び年金資金運用基金納付金（0.1兆円）を控除し、運用収入に年金資金運用基金納付金を加え、積立金に国庫負担の繰延（2.0兆円（平準化の利子含む））を加えた。

注2：[]内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、国民年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産（承継資産）に係る損益を含めている。

要因

- ※1 保険料納付率の実績が見込みを下回ったこと（見込み71.4%、実績67.1%）
- ※2 運用利回りの見込みと実績の相違（見込み1.74%、実績1.80%[6.88%]）
実績における簿価ベースの運用収入は、財政融資資金預託分（年度末残高3.9兆円）に係るもの

るもの

※3 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.7兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。

※4 その他支出には、年金住宅融資に係る資金の繰上償還のための歳出（0.3兆円）を含んでいる。ただし、これは住宅融資債権の取得を伴うものであり、今後回収金が給付に充当されることから、実質的な支出ではない。また、年度末積立金の比較にあたっても、実績には当該債権が含まれていないことに留意する必要がある。

IV. 国民年金の給付現価と財源構成について

（1）給付現価と財源構成の考え方

公的年金の給付財源は、保険料収入、国庫負担及び積立金（元本の取崩し及び運用収入）であり、毎年度の年金給付はこれらの収入により賄われている。以下では、平成16年の改正後における公的年金の給付現価と財源構成について、今後概ね100年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、全て現時点（平成16年度）の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示している。

（2）給付現価の換算について

積立方式の企業年金等において責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算する場合に、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りを用いて換算する。しかし、公的年金では賦課方式を基本とした財政方式を採用していることに着目すれば、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点から賃金上昇率で換算する方法も考えられる。そこで、以下ではこの2通りの方法による推計を示している。

なお、それぞれの長期的な（平成21（2009）年度～）経済前提は次の通りである。

- 賃金上昇率 2.1%
- 物価上昇率 1.0%
- 運用利回り 3.2%
- 可処分所得上昇率 2.1%（ただし、平成29（2017）年度までは1.9%）

① 運用利回りによる換算

財 源		給 付	
合計 280 兆円		合計 280 兆円	
保険料 120 兆円		過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 120 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 160 兆円
うち保険料率 13.58%に相当する分 100 兆円			
積立金から得られる財源 10 兆円 (積立金の取崩し及び運用収入)		うち受給者分 50 兆円	
国庫負担 150 兆円			
過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 60 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 80 兆円		
うち受給者分 30 兆円			
平成 16 年度末		平成 16 年度末	

② 賃金上昇率による換算

財 源		給 付	
合計 440 兆円		合計 440 兆円	
保険料 180 兆円		過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 150 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 290 兆円
うち保険料率 13.58%に相当する分 140 兆円			
積立金から得られる財源 20 兆円 (積立金の取崩し及び運用収入)			
国庫負担 230 兆円			
過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 80 兆円	将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 160 兆円		
うち受給者分 30 兆円			
平成 16 年度末			

V. 平成16(2004)年の制度改正について

厚生年金・国民年金については、少子高齢化の一層の進行等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保するため、保険料の将来水準を法定し、年金額の水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げていくこととする等の制度改正が平成16年に行われた。

(1) 給付と負担の見直し

厚生年金及び国民年金においては、物価や賃金の変動に応じ年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が採られ、他方、保険料（率）については、将来に向けて段階的に必要な引上げを行っていくこととされてきたところである。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行し、保険料負担が著しく増大することが予想される中では、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう給付と負担の関係を見直し、人口や社会経済の変動に柔軟に対応できる持続可能な年金制度を構築する必要がある。

このようなことから、平成16年の年金制度改正において、財政均衡期間（概ね100年）の最終年度における積立金の水準を支払準備金程度とし、その期間で給付と負担の均衡を図る考え方を採用した上で、保険料水準を法定し、給付水準を調整する仕組みが導入された。なお、給付水準については、年金の受給開始時において現役世代の平均的な賃金との対比で適切な水準を確保することとされている。

(2) 保険料水準と給付水準

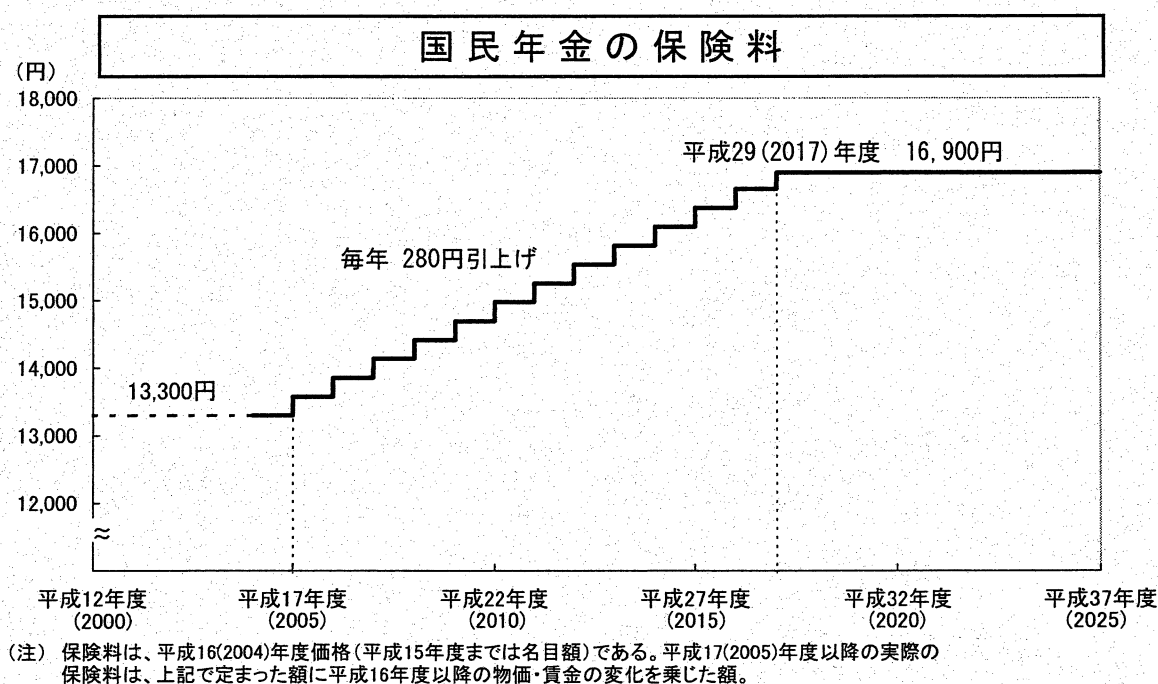
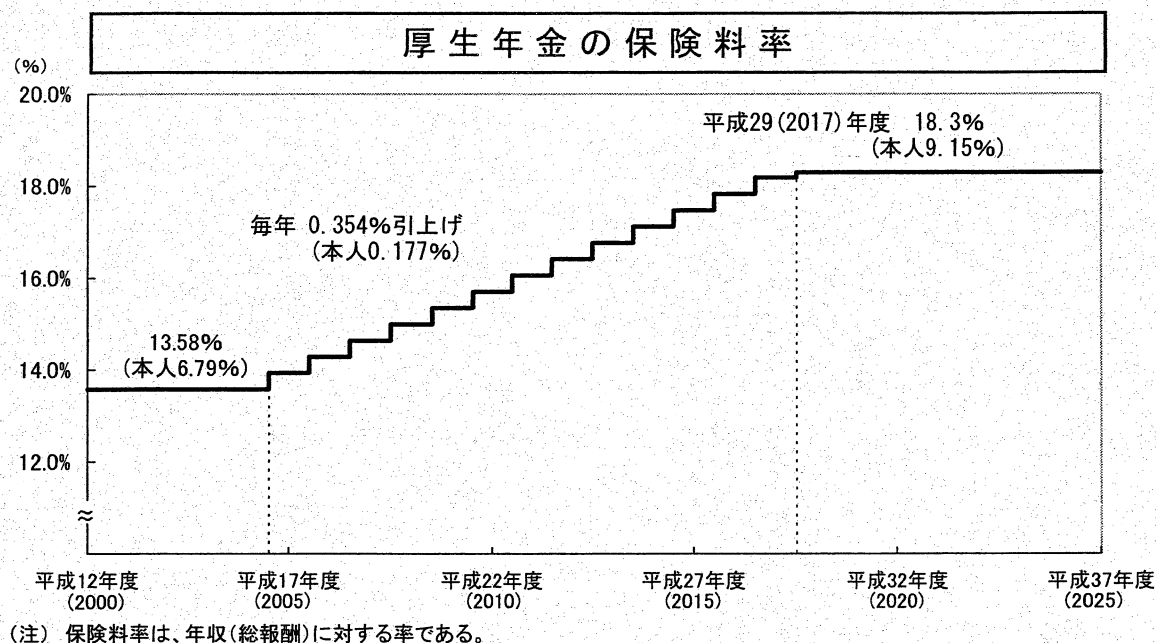
① 保険料水準と給付水準

平成16(2004)年の年金制度改正においては、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう、将来の保険料水準を法定し、その上で、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向等に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを導入することとされた。

具体的には、厚生年金の保険料率は、平成16（2004）年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年（2017）年度以降は18.30%とすることとしている。また、国民年金の保険料（月額）は、平成17（2005）年4月から毎年280円（平成16年度価格）ずつ引き上げ、平成29（2017）年度以降は16,900円（平成16年度価格）としている。

給付水準については、標準的な年金受給世帯の年金受給開始時点における年金額（夫婦の基礎年金を含む厚生年金）が、その時点の現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保することとしている（平成35（2023）年度以降50.2%となる見込み）。

（注）標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいう。



(注1) 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものである。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金変動率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金変動の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者（月収36.0万円（ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分））の場合、毎年保険料率の引上げにより、月650円程度（ボーナス1回につき1,150円程度）保険料負担（被保険者分）が増加する。

② マクロ経済スライドによる給付調整

保険料水準を固定する方式の下で年金財政を均衡させるためには、給付が固定された保険料水準による収入の範囲内で賄えるものとなるよう給付水準を調整する必要がある。そこで、

約 100 年間の財政均衡期間にわたって財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、以下の改定指標で年金額の改定を行うことにより、給付水準を自動的に調整することとしている（マクロ経済スライド）。

- 新規裁定者（68 歳未満の受給権者）： $1 \text{ 人あたり名目手取り賃金変動率} \times \text{調整率}$
- 既裁定者（68 歳以上の受給権者）： $\text{物価変動率} \times \text{調整率}$

*調整率： $\text{公的年金被保険者数変動率} \times 0.997$

（0.997 は平均的な年金受給期間（平均余命）の変化率の逆数等を勘案した一定率）

（参考）通常（財政が均衡すると見込まれる場合）は、以下の改定指標で年金額の改定を行う。

- 新規裁定者（68 歳未満の受給権者）： 1 人あたり名目手取り賃金変動率
- 既裁定者（68 歳以上の受給権者）： 物価変動率

（注）保険料水準を固定する方式では、保険料（率）の再計算は必要なくなったが、5 年ごとにその時点以降の長期的な財政収支の見通しが作成される。そこでは、マクロ経済スライドによる給付調整の要否が検証されるとともに、マクロ経済スライドが行われる場合には、給付の調整期間や将来の給付水準の見通しが示されることとなる。

③ 積立金の水準

これまでの年金財政の計算にあたっては、遠い将来にわたって給付と負担を均衡させる考え方（永久均衡方式）が採用されていた。この結果、将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要とされていた。

今回の改正では、こうした仕組みに代えて、年金財政の計算上、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、100 年程度の期間について給付と負担の均衡を図る考え方（有限均衡方式）が採用された。有限均衡方式では、5 年ごとに行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に 100 年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとしている。

この方式では、積立金水準について、財政均衡期間の最終年度における目標を設定することとなる。今後の年金財政計算では、遠い将来において現時点では予測できないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮しつつ、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の 1 年分程度とすることとしている。

（3）基礎年金国庫負担金の引上げ

平成 16(2004)年の年金制度改正においては、基礎年金の国庫負担割合について、所要の財源を確保した上で 2 分の 1 に引き上げていくこととされた。引き上げは平成 16 年度から着手し、平成 21 年度までに完了する。

（注）財政再計算においては、平成 20 年度までの間の基礎年金に係る国庫負担は、従来の 3 分の 1 に、平成 16（2004）年度は 272 億円、平成 17（2005）～20（2008）年度は 1000 分の 11 をを加えたものとしている。

附属明細書

(単位：百万円)

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

内容	本年度末残高	説明
日本銀行預け金	542,836	元受分
財政融資資金預託金	3,357,782	
合 計	3,900,619	

② 未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
年金返納金	受給者等	1,079
合 計		1,079

③ 固定資産の明細

区分	前年度末 残高	本年度 増加額	本年度 減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発 生分)	本年度末 残高
(有形固定資産)						
行政財産						
国有財産（公共用財 産を除く）	111,699	273	85,262	2,330	△3,658	20,722
土地	52,182	—	40,243	—	△3,244	8,693
立木竹	202	—	194	—	△0	7
建物	39,951	140	29,532	1,234	△242	9,082
工作物	19,363	133	15,291	1,096	△170	2,938
船舶	0	—	0	—	—	—
物品	1,665	9	982	141	—	550
合計	113,365	282	86,245	2,472	△3,658	21,272

④ 出資金の明細

出資金の増減の明細

種類	前年度末 残高	評価差額 の戻入	本年度 増加額	本年度 減少額	評価差額 (本年度発 生分)	強制 評価減	本年度末 残高
出資金	25,884	—	233,232	—	—	△7,638	251,478
合計	25,884	—	233,232	—	—	△7,638	251,478

(注) 強制評価減の欄には、年金・健康保険福祉施設整理機構（国民年金勘定）に対する出資金について、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法」（平成 17 年法律第 71 号）第 5 条第 3 項の規定に基づく売却した福祉施設に係る政府出資金の減少額 127 百万円を及び年金資金運用基金（承継一般勘定）に対する出資金について、「年金福祉事業団の解散及び業務の承継に関する法律」（改正 平成 14 年 12 月 13 日法律第 166 号）第 25 条の規定に基づく政府出資金の減少額 28,085 百万円から過年度強制評価減実施額 20,574 百万を控除した残額 7,510 百万円の合計額を記載している。

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

出資先	出資金額 (国有財産台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C = A - B)	資本金 (D)	特別会計からの出資額 (E)	出資割合 (F = E/D)	純資産額による算出額 (G = C × F)	貸借対照表計上額	使用財務諸表
年金資金運用基金 (総合勘定)	1120,487,884	120,487,884	120,487,524	360	100	1	1%	3	1	行政コスト計算書
年金資金運用基金 (承継一般勘定)	217,969	4,181,710	26,203	4,155,506	4,163,881	217,969	5%	217,531	217,969	行政コスト計算書
年金・健康保険福祉施設整理機構 (国民年金勘定)	33,507	33,090	77	33,013	33,507	33,507	100%	33,013	33,507	財務諸表
合計	251,478	124,702,685	120,513,805	4,188,879	4,197,488	251,478	—	250,548	251,478	—

(注1) 出資金額(国有財産台帳価格)の欄には、出資金額ではなく、前年度の強制評価減実施後の価額に当年度の増減を反映した額を記載している。

年金資金運用基金(承継一般勘定) 出資金 20,574 百万円(平成15,16年度強制評価減実施)

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

内容	相手方	本年度末残高
2・3月分年金給付	受給者等	930,988
合計		930,988

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

款	項	金額
雑収入	雑収入	1,590
合計		1,590

(2) 財産の無償所管換等の明細

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
出資時の評価差損	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（国民年金勘定）	51,819	土地、立木竹、建物、工作物	「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法」（平成17年法律第71号）附則第2条に基づく、出資時の減少額	
合計		51,819			

(3) 資産評価差額の明細

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
土地	—	△3,244	△3,244	価格改定
立木竹	—	△0	△0	価格改定
建物	—	△242	△242	価格改定
工作物	—	△170	△170	価格改定
合計	—	△3,658	△3,658	

(4) 公的年金預り金の変動の明細

	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高
現金・預金	4,570,579	△669,959	3,900,619
運用寄託金	5,119,912	117,688	5,237,601
未収保険料	2,267,610	△219,334	2,048,275
他会計繰入未収金	780,993	△25,032	755,960
未収国庫負担金	258,451	19,528	277,979
その他未収入金	1,294	△215	1,079
未収収益	1	△1	-
△貸倒引当金	△1,587,974	153,641	△1,434,332
出資金	25,883	225,593	251,477
(控除)			
未払金	332,497	△22,944	309,552
他会計繰入未済金	606,246	15,188	621,435
合計	10,498,007	△390,335	10,107,672

3. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

款	項	金額
雑収入	雑収入	1,495
合計		1,495

(2) 資金の明細

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	9,699,147	13,136	560,927	9,151,357

(3) その他歳計外現金・預金の明細

	金額
前年度末残高	△5,128,568
本年度受入	
業務勘定からの繰入	8,655
本年度払出	
業務勘定からの繰入未了	△13,136
運用寄託金の増加	△117,688
本年度末残高	△5,250,737